

富士宮市公募型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が行う建設工事の公募型指名競争入札（以下「公募型入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「公募型入札」とは、市が発注する建設工事を受注する能力及び意欲がある建設業者に十分な受注機会を与えることにより透明性、競争性及び公正性の確保を図るため、入札参加意欲のある建設業者の中から参加者を選定して行う指名競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 公募型入札の対象となる建設工事は、予定価格が200万円を超え500万円未満にあっては契約管理課長が、500万円以上5,000万円未満にあっては市の建設事業審議委員会が選定するものとする。ただし、特殊な技術を要する工事、特別な事情等があると認められる場合を除くものとする。

(参加資格等)

第4条 公募型入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 市の建設工事入札参加資格者の認定を受けている者
- (3) 富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている期間中でない者
- (4) 発注する建設工事の内容を考慮して市長が別に定める条件を満たす者

(公表)

第5条 公募型入札により建設工事を発注しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、市のホームページ及び市役所4階契約管理課において公表するものとする。

- (1) 入札番号

- (2) 建設工事名
- (3) 建設工事場所
- (4) 建設工事の種類
- (5) 工期
- (6) 建設工事の概要
- (7) 予定価格
- (8) 参加資格要件
- (9) 申込み手続等
- (10) 公募型入札参加申請書提出日時
- (11) その他市長が必要と認めた事項

(参加の申込み)

第6条 公募型入札に参加しようとする者は、市長が指定した期日までに公募型指名競争入札参加申請書（別記様式）を、ファクシミリ又は郵送で契約管理課へ提出しなければならない。ただし、電子入札の場合は、電子入札システムにより申請するものとする。

2 同一工種の建設工事が複数、同時に公募型入札で実施される場合は、いずれの建設工事においても参加資格を有する者は、当該参加資格を有するいずれの建設工事にも参加の申込みをすることができる。

(配置予定技術者等の確認)

第7条 前条第2項の規定に基づき入札参加の申し込みを行った者が、同時に複数の建設工事の落札候補者となった場合、最初に開札を行った建設工事について落札決定を行い、以後のものは保留とし、現場代理人、主任技術者、監理技術者（以下「配置予定技術者等」という。）の確認を行った後、落札決定を行う。

2 前項の確認の結果、配置予定技術者等を配置することができないことが明らかな場合は、その者を落札者とせず、入札参加条件を満たす他の者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示し、有効な入札を行った者に対し、落札決定を行う。

3 落札者決定基準として富士宮市建設工事総合評価競争入札実施要領を採用する場合における前項の規程の適用については、同項中「予

定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示し、有効な入札を行った者」とあるのは「入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市に最も有利な者」とする。

(指名等)

第8条 第6条第1項の規定による申込みがあったときは、第4条の規定に基づく資格の審査を行い、指名業者を選定するものとする。

2 前項の規定により選定された者にはその旨を、選定しない者にはその理由を付してそれぞれ通知するものとする。

3 既に発注した建設工事の履行に関し、監督員等の指示に従わないなど不誠実な行為がある者は指名しない。

4 別表公募型指名競争入札参加基準に掲げる基準を超えた者は、指名しないものとする。

なお、複数の建設工事が同時に公募型入札で実施される場合において、第6条第2項の規定に基づき入札参加の申し込みを行った者が、落札決定のいずれかの時点で別表公募型指名競争入札参加基準に掲げる基準を超えた場合、以後の入札への参加資格は喪失するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、公募型入札の執行に関し必要な事項は、建設事業審議委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(富士宮市公募型指名競争入札試行基準の廃止)

2 富士宮市公募型指名競争入札試行基準(平成19年3月22日市長決裁)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

富士宮市公募型指名競争入札参加基準

格 付	契約限度回数
土木 A	5
土木 B	5
土木 C	5
舗 装	3
造 園	3
建築 A	5
建築 B	5
建築 C	5
電気 A	3
電気 B	3
管 A	3
管 B	3
上記以外の工事	3

- 備考
- 1 建設工事の表彰及び成績は翌年度に反映する。
 - 2 富士宮市建設工事表彰要領に基づく表彰を受けた請負者については、当該工事の工種における契約限度回数に 2 回を加えることができる。
 - 3 施工時期平準化のために発注するものとして、富士宮市建設事業審議委員会で決定された建設工事は契約限度回数に含まない。
 - 4 再度公告入札案件について、富士宮市建設事業審議委員会が必要と認めるときは、契約限度回数に含まない。
 - 5 6 4 点以下の成績があった工事の工種は、施工時期平準化のために発注する工事も含め契約限度回数を 1 回とする。